

第2次鹿児島県再犯防止推進計画の概要

1 計画策定の趣旨，位置付け，計画期間

(1) 計画策定の趣旨

本県における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって，県民の犯罪被害を防止し，安全で安心して暮らせる社会の実現に一層寄与するため，「第2次鹿児島県再犯防止推進計画」を策定する。

(2) 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める計画として策定する。計画の対象者は，起訴猶予者，執行猶予者，罰金・科料を受けた者，矯正施設出所者，非行少年若しくは非行少年であった者のうち，支援が必要な者とする。

(3) 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

2 基本方針

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）における5つの基本方針を踏まえ，犯罪をした者等が地域社会で孤立することを防ぎ，再び社会を構成する一員となることにより，県民の犯罪被害を防止し，安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため，次の重点課題に取り組む。

重点課題	1 国・市町村・民間団体等との連携強化
	2 就労・住居の確保
	3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
	4 非行の防止と，学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施
	5 民間協力者の活動の促進，広報・啓発活動の推進

3 施策の指標

(1) 再犯防止等に関する施策の成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者数の減少（20%）
【現状959人（令和5年） ⇒ 目標767人（令和10年）】
※ 令和5年刑法犯検挙者数 1,927人

(2) 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

- ① 地方再犯防止推進計画を策定している県内の市町村の数
- ② 協力雇用主の数
- ③ 実際に雇用した協力雇用主の数
- ④ 協力雇用主に雇用された刑務所出所者等の数
- ⑤ 鹿児島刑務所の出所者で帰住先として本県を希望している者のうち，帰住先がない者の数
- ⑥ 鹿児島刑務所の出所者で帰住先として本県を希望している者のうち，更生保護施設や自立準備ホームにおいて，一時的に居場所を確保した者の数
- ⑦ 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数
- ⑧ 薬物事犯保護観察対象者のうち，保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数
- ⑨ 刑法犯再犯者中，少年の再犯者数
- ⑩ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者及び合格者の数
- ⑪ 保護司の数
- ⑫ 保護司充足率
- ⑬ 「社会を明るくする運動」参加者数

4 主な施策の方向性と概要

(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組

現状と課題

- ア 令和4年度、鹿児島地方検察庁刑事政策推進班が鹿児島保護観察所社会復帰対策班へ協力を求めた者は40人であり、その多くが住居がない者と無職者
- イ うち令和4年度中に釈放され、鹿児島保護観察所において更生緊急保護の申出を行い、一時的住居として更生保護施設等へ入所した者は25人
- ウ 令和4年度に鹿児島保護観察所等から県地域生活定着支援センターが特別調整の依頼を受けた者は14人
- エ 保護観察や更生緊急保護の期間を終えた者等の再犯防止及び改善更生への取組や、国の第二次再犯防止推進計画に、国、都道府県、市区町村の役割が明記されたことを踏まえた、関係機関・団体が相互に連携した支援の一層の推進が必要

県における主な施策の概要

- ア 関係機関・団体等で構成する「鹿児島県再犯防止推進会議」における本計画の進行管理・検証及び課題等の情報共有による再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- イ 県内全域における再犯防止の取組の推進に向けた、市町村間の情報共有を目的とするネットワークの構築による市町村再犯防止推進計画の策定促進
- ウ 県地域生活定着支援センターでの福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対する、保護観察所等と連携した入所中から出所後までの一貫した相談支援

(2) 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組

現状と課題

(就労の確保)

- ア 保護観察対象者等の中には、早期離職、頻回転職する者もあり、令和4年中の本県における保護観察終了時人員210人のうち61人(29.0%)が保護観察終了時に無職
- イ 令和5年4月1日現在、協力雇用主数は487社と年々増加しており、そのうち刑務所出所者等を実際に雇用したのは33社で62人の雇用となっているが、協力雇用主の74.9%が建設業であり、多様な業種の登録が必要

(住居の確保)

- ア 令和4年中の鹿児島刑務所の出所者のうち、帰住先として本県を希望している者41人中、帰住先を確保できなかった者は2人(4.9%)、更生保護施設等に入所した者は25人(61.0%)であり、満期釈放者のうち一部の者は適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所
- イ 更生保護施設等に入所後も定住先の確保が円滑に進まない場合があるため、地域社会における定住先の確保に取り組むことが必要

県における主な施策の概要

(就労の確保)

- ア 職場や地域での生活が定着するまでの継続的支援としての刑期を終了した者等が心安らぐ居場所の創出
- イ 犯罪をした障害者等の農業への参画促進に向けた農福連携に係る制度の周知・理解促進と農福連携を実践・支援する人材の育成
- ウ 非行少年の就職や就労継続に向けた支援の充実，暴力団離脱者に対する受入企業，業種の拡大などの就労支援
- エ 協力雇用主会等に登録している建設業者に対する建設工事入札参加資格の格付や総合評価落札方式における評価，協力雇用主の確保への支援

(住居の確保)

- ア 犯罪をした者等のうち住宅確保要配慮者に該当する者の入居を拒まない住宅の登録促進及び普及啓発
- イ 保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件の緩和及び優先入居についての市町村への助言
- ウ 居住支援法人や不動産事業者等との連携強化による住居提供者に対する不安軽減に向けた取組

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

現状と課題

(高齢者又は障害者等への支援)

- ア 令和4年中の鹿児島刑務所における受刑者295人のうち，65歳以上の高齢者は40人（13.6%），身体障害者，療育及び精神障害者保健福祉手帳所持者は39人（13.2%）
- イ 福祉的支援が必要であるにも関わらず，本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があることなどから，関係機関等との連携強化，相談支援体制の整備，高齢者・障害者・生活困窮者等への支援と広報の充実が必要

(薬物依存の問題を抱える者への支援)

- ア 令和5年4月1日現在の鹿児島刑務所における受刑者295人のうち，薬物事犯者は116人（39.3%）
- イ 県内で令和4年中に覚醒剤取締法違反で検挙された者22人のうち，同一罪種で検挙された者は14人（63.6%），令和5年中に同法違反で検挙された者13人のうち，同一罪種で検挙された者は6人（46.2%）
- ウ 同一罪種で検挙された者の割合が高く，また，薬物依存の問題を抱える者は回復過程で他の精神疾患に陥る場合があることなどから，関係機関との連携強化や相談支援体制の充実，家族に対する支援，地域医療の充実，支援者の育成等に取り組むことが必要

県における主な施策の概要

(高齢者又は障害者等への支援)

- ア 再犯防止に係る施策を盛り込んだ各市町村地域福祉計画の策定支援
- イ 県地域生活定着支援センターにおける必要な福祉サービスの提供や関係機関との調整
- ウ 多機関・多分野協働による包括的相談支援体制構築のため市町村において必要となる人材(相談支援包括化推進員)の養成支援等による相談支援体制の整備
- エ 福祉的支援の必要性に応じた高齢者、障害者、生活困窮者等への支援及び広報の充実等

(薬物依存の問題を抱える者への支援)

- ア 薬物依存の問題に対応する鹿児島保護観察所等の関係機関との連携強化及び薬物依存の問題を抱える者や家族等が相談しやすい体制づくり
- イ 「依存症家族教室」の開催や県精神保健福祉センターで実施している薬物相談への参加勧奨等による薬物依存の問題を抱える者等の家族への支援
- ウ 地域で依存症の治療を提供する医療機関との連携体制の充実、薬物関連問題相談員及び薬物乱用防止指導員を対象とした再乱用防止講習会の開催

(4) 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組

現状と課題

- ア 県内における令和4年中の刑法犯再犯者中、少年の再犯者数は39人と前年より3人減少したが、令和5年中における少年の再犯者数は44人に増加
- イ 非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘もあることから、非行少年に対する支援、学校における適切な指導、相談体制の充実等に取り組むことが必要

県における主な施策の概要

- ア 県警察・教育委員会等の関係機関と学校との連携による情報共有と共通理解
- イ 「かごしま教育ホットライン24」、「かごしま子供SNS相談・通報窓口」、「かごしま子ども・若者総合相談センター」等の活用による相談体制の充実
- ウ 少年の規範意識の向上を目的とした非行・薬物乱用防止教室の開催や、再非行の可能性のある少年に社会奉仕体験等への参加を促すなどの立ち直り支援活動の推進
- エ いじめアンケートやいじめ問題等を主題とした道徳やホームルーム活動、「弁護士による法教育授業」等の学校における適切な指導等の実施

(5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

現状と課題

(民間協力者の活動の促進)

- ア 令和5年4月1日現在、県内の保護司数は844人で、充足率は92.7%と全国平均(89.4%)と比べて高い割合
- イ 協力雇用主数、県BBS連盟の会員数、自立準備ホーム数はここ数年増加
- ウ 「社会を明るくする運動」の参加者数は、新型コロナウイルス感染症によるイベント中止の影響等を受け減少傾向
- エ 民間協力者は、再犯防止の推進に係る“息の長い”支援を行う上で重要な存在であり、活動に対する支援や広報の充実に取り組むことが必要

(広報・啓発活動の推進)

ア 令和4年度においては、県内15の保護区すべてにおいて、「社会を明るくする運動」に関する街頭啓発活動等の行事を実施

イ 犯罪をした者等が孤立することなく、再び社会を構成する一員として立ち直るには、県民の理解や協力が必要であり、広報・啓発等に取り組むことが必要

県における主な施策の概要

(民間協力者の活動の促進)

ア 民間協力者の研修会等における情報提供や協力などによる活動支援

イ 保護司の人材確保支援のため、県ホームページ等での広報やフォーラム等での周知、国や市町村と連携した保護司適任者への呼び掛けなど、民間協力者の活動に関する広報の取組の充実

ウ 県更生保護功労者顕彰式における、更生保護事業功労者への知事感謝状の贈呈

(広報・啓発活動の推進)

ア 県民の再犯防止についての関心や理解を深め、地域や事業所などにおける意識向上を図るためのフォーラム等の開催

イ 社会を明るくする運動強調月間と同時期に行う県主催の「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」の夏の強調月間における、青少年の非行防止等に関する広報・啓発

ウ 県ホームページ・広報誌等による支援機関・団体に関する広報や再犯防止等の啓発活動の実施

5 計画の推進体制と進行管理

- (1) 関係機関・団体等で構成する「鹿児島県再犯防止推進会議」において、本計画の進行管理及び検証等を行う。
- (2) 本計画については、社会情勢の変化や国の政策の展開状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

資料編

1 本県における再犯等の現状

- (1) 基礎データ（検挙者数、再犯者率、年齢構成等）
- (2) 国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組関連
- (3) 就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組関連
- (4) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組関連
- (5) 非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組関連
- (6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組関連

2 再犯の防止等の推進に関する法律

3 国の第二次再犯防止推進計画（概要）